### 享保飢饉の結末

でこの飢饉は終息したが、

餓死者は小倉藩だけでも四万三○○

保十八年は豊作であったため、その端境期 享保飢饉に話を戻すと、 幸いにも、 次の 享

Ŧi.

記二月二十四日条)。 とは遠慮するようにとの指示が出された を行っている。あわせて、 にかけて、小倉開善寺において、藩全体をまとめた施餓鬼法要 回忌にあたる天保三年(一八三二)三月二十三日から二十五 の記憶は、 ○人余りにのぼったという。このように凄惨を極めた享保飢 人ずつが参列すること、 それから後も忘れ去られることはなかった。 開善寺に各郡より惣代として大庄屋 及び同寺以外の寺院が法要を行うこ (国作手永天保三年日 藩は百 饉 H

ろしさを痛感したはずである。

死人供養は行われていたのである。 認されている。 あるほか、 現苅田町清林寺には享保十八年に建てられた餓死人供養塔が の供養塔が建立されるなど、 現行橋市では九基に及ぶ江戸時代建立の供養塔が確 また、 現勝山町萬福寺では二〇〇回 わりと最近まで享保飢饉の餓 忌 (昭和七

# 災害~文政十一年の風水害~

平成三年のこと 平 -成三年九月二十七日午後四時ごろ、 九号は九四〇鈴 (当時使用の単位 台風

上空を過ぎたのち日本海へ抜け(京築地方への再接近は午後 め て強 13 勢力を維持したまま長崎市付近に上陸、 福 尚

> さまじい数の風倒木を目の当たりにして、全ての人が自然の 吹き飛ばされた屋根瓦と、ストローのように折れ 下し、破壊的な被害を出している。 た。また、 者は全国で六二名、 瞬間 風」と命名されたゆえんである。 |時三十分すぎ)、 風速の記録を更新し 長野県や青森県では、 北海道渡島半島に再上陸した。 負傷者一四九九名、 (阿蘇山で六〇・九江)、 あの時、 収穫前の林檎がことごとく落 この台風が後に「りんご台 約四〇〇万戸が停電 まるで紙屑のように 暴風による死 た電信柱、 各地で最大 泌 す

号の被害も少しは軽かったかもしれない。 州を中型で強い台風十七号が襲っている。 れた感があるが、それより二週間ほど前の九月十四 たのであり、 る。これに追い討ちをかける形で、「りんご台風」はやって来 録的な大雨を降らせ、 九号と極めて似た進路をとって、 ただ、「りんご台風」があまりに凄まじかったため、 十七号で地盤が緩むなどしていなかったら、 西日本を中心に甚大な被害を出 風もさることながら各地で記 この台風は、 日 してい 後の十 北部九 忘れ 5

わ れ、 文政十一年のこと この 日:二日、 また平成三年と同じく、 年の風水害は、 ③八月十日、④八月二十四日 文政十一 雨末期の大雨によって各地で水害に見舞 大きく分けて、 大変な台風の当たり年でもあっ 年 ①五月二十五日、 の四度であった 北 部 九 州 は 梅

)、それぞれの具体的な被害状況等は次のとおりであった。

①五月二十五日

だとすれば、かなり局地的な水害であったのだろうか。郡の大庄屋・中村平左衛門の日記にもそのような記述はない。雨であろう。立石碞『福岡県近世災異誌』(平成四年)には、雨暦では七月六日にあたるので、台風ではなく梅雨末期の大

(同前六月十日条)。

屋文政十一年日記六月七日条)。大橋村の新地土手修繕について 新地の土手が長さ三六間 地の土手が長さ一〇間 行橋市) 川土手が切れるなどの被害を出したが、 文政十一年五月二十五日の洪水は、 て決壊 今川河口部の被害が特に大きかった。 唐戸 (水門) (底辺五間・上辺一間・ (底辺四間 \$ — ・上辺一間 か所壊れ 各村で井手樋が流失し、 仲津郡では大橋村 た ・高さ一間半) 高さ一 具体的には大新 (国作手永大庄 一間半)、 現 沖

となったため七日の郡普請は中止され、十日に実施している「大橋村新開土手切口七日洪水に又々洗崩」(同前六月八日条)から大雨が降り始め、七日はまた洪水となった。それにより、は、郡普請で六月七日に行う予定だったようだが、前日の暮時

中 当地方では二十五日ほどの洪水はなかったようである。 具体的な被害を知り得ない。 面の被害が大きく(『福岡県近世災異誌』)、 永大庄屋文政十一年日記六月十六日・十七日条)で筑前 六月十六日・十七日も「大夕立雷鳴洪水」「雨水洪水」(長井手 筑前・筑後では大きな被害を出したが (『中村平左衛門日記』第四巻)、 なお、 -村平左衛門は 五月二十九日も「雨出水」(同前五月二十九日条) 「前代未聞」の洪水であったと記しているが 京都郡・仲津郡域の史料では (『福岡県近世災異誌』)、 小倉藩でも企救 ・筑後方 また、 都の

## ②七月一日・二日

提出した状況報告は次のとおりである。となった。長井手永(現犀川町域の一部)の大庄屋が郡奉行に降り始めた雨は、二日には「大風雨大洪水」(同前七月二日条)新暦で言えば八月十一日・十二日にあたる。七月一日夜から

永内川筋往来崩れ、土手崩れ、猶又御田地川成り・砂入り・水押し大造り成り、昨夕七つ頃に至り前代未聞の大洪水にて御座候、右に付き、手飛脚を以って申し上げ候、然れば一昨夜半頃より降雨、追々大風雨に罷

へ川水押し込み、土塀垣餘程洗い崩し、既に床に水届き申すべく様相成の儀共出来仕り候趣相聞へ、偖々苦々しく存じ奉り候、私方など屋敷内

り、家内大騒動仕り候、(略

七月三日

長井覚七

佐藤桓兵衛様

(長井手永大庄屋文政十一年日記七月三日条)

州を台風が通過したことによるものであろう。岡県近世災異誌』)、時期的なことを考えれば、おそらく北部九の時の大雨・大風は、筑前・筑後においても同様であり(『福村)に役宅があったが、床上浸水直前の状況がよく分かる。こ長井手永大庄屋は、今川に近接した同手永大村(現犀川町大

③八月十日

されている(一部意訳して現代語に改めた)。の日記には、台風襲来の様子、被害状況について次のように記中では、最悪の被害をもたらしたものであった。中村平左衛門中では、最悪の被害をもたらしたものであった。中村平左衛門を性が高いのは、今も昔も変わらない。文政十一年の風水害のがある。気圧配置の関係から、九月の台風が九州に接近する可である。気圧配置の関係から、九月の台風が九州に接近する可である。気圧配置の関係から、地害に改めた)。

風も弱くなり、十時頃には吹き止んだのである。」て、午前六時頃までは言語道断の状況であった。午前七時頃から次第にには暫く風は弱まったが雨が強く降り出し、間もなく南風が激しくなっ「七月九日、午前零時頃から東よりの風が強く吹き始めた。午前三時前

ころ、 ことである」(『中村平左衛門日記』 即死者や怪我人が少なかったのは幸いであった。馬は一疋怪我したとの 倒家で全て塞がれていた。誠に前代未聞としか言いようがない。しかし、 倒壊した家屋の上を踏み越え、踏み越えして歩くしかなく、 する音に肝を潰し、竹のたわみには打たれ、そのうえ提灯の火が消えた 倒れたのである。 それから少しして、役宅は倒壊した。八間半×四間の規模で、 のであった。(略) か死んだような心地になりながら、ようやく利右衛門の家に辿りついた ため真っ暗闇であった。 家であったが、南向きに建っていたため、激しい南風をまともに受けて 裏口より外へ出て、 危険と判断した。そこで、提灯に火を移し、 が壊れないかと騒ぎ始め、 「家族の者は、 倒壊した家屋は夥しかった。(略)村内を廻ろうにも、 激しい南風が吹き始めた頃から家(富野手永大庄屋役宅) 利右衛門方へ向かう道では木の折れる音、 午前九時頃から村内を廻って被害状況の調査をしたと 隣家の上富野村庄屋利右衛門宅へ向かったのである。 倒木を踏み越え、倒れた垣根につまづき、 あれこれ手立てを講じていたが、この役宅は 第四卷 火の元を念入りに確認し 小道は倒木 倒木の上、 役宅の倒壊 大変な古 何度

表5-43 文政11年8月の台風被害状況(小倉藩全体)

X O IO XXIII O I O I O I O I O I O I O I				
被害の内訳	8月10日		8月24日	
居家(全半壊)	6862	軒	2988	軒
稲屋・牛馬屋・土蔵・物置(全半壊)	3759	軒	1195	軒
焼失居家	8	軒		
御腰掛所在番役宅・遠見番所・諸役宅 御茶屋・郷蔵(全半壊)	32	軒	5	軒
御高札場	21か所		8 か所	
皿山細工場	12	軒		
塩焼屋	59	軒		
水車屋	8	軒	3	軒
寺社・小社・拝殿・神輿蔵・辻堂・庫 裡・寺門(全半壊)	213	軒	98	軒
船数 (破却・流失)	149	艘	241	艘
漁人行方不明			194	人
同 死人			88	人
怪我人	175	人	10	人
死人	73	人		

【史料】『中村平左衛門日記』 第4巻

**④八月二十四** H

が倒壊してい

たから、

結果的に被害が小さくなっているだけの

は真夜中の直撃だったが、今回

0)

被害が大きかったという(同前史料)。

現在では常識的

倒れるべき(?)建築物・構造物の

大半 か

既に前回台風で、

ことかもしれない。また、前回

うな進路をとったものと思われるが、

新暦で言えば、

十月二日にあたる。

八月十日の台風と同じよ 前回より被害は軽

8月10日には、上記の他に仲津郡大橋村の火災被害あり

最初は東風が吹き出

Ļ

午前八時前

より次第に南風に変わって、

非常

に激しい風となった。それから西風となり、八時過ぎには吹き止んだ」

(長井手永大庄屋文政十一年日記八月二十四日条)

「今朝午前七時頃より東風が激しく吹き始めた。

午前九時頃に南風とな 言語道断の激しさと

しばらく吹き止んだが、

やがて西風が吹き、

なった。午前十時頃に北風にかわったのち静まった。

(『中村平左衛門日記』

第四

略

る。 拠になり得るのか分からない たのは、 風 と企救郡とで台風接近に時間差があったと考えられるし、 どちらが正しいのか検証することにあまり意味は 時法による時刻認識の違いとも考えられる。いずれにしても、 は東→南→ 風 中村平左衛門がいうように南風の後にいったん風が収まっ 向きが変わ いわゆる「台風の目」 西と向きを変え、 った時刻、 風が収まった時刻に違いはあるが が、 最後は北風で収まったようであ が通過したのだろうか。 この 台風は小倉藩領でも東 ない。 仲津郡 その証 不定

はなかった。八月十日同様、この台風も「風台風」であったが、 死者が出なかったのは幸いにしても、 となったであろう。とはいえ、表5―43を見て分かるとおり、 襲来した時の様子は次のとおりである(一部意訳して現代語 中 のことであったから、そのことも被害を小さくする要因 その被害は決して小さく

は

H

象知識 強 であるが、 台風 の風は、 進行方向の西よりも東側 0) 方が

#### 台風通過中の火事 は、 八月十日 倒 れそうな役宅から の台風のとき、 中 避 雑する ·村 平

左

衛

門

「大火」であった。

くその 火の元の確認をした彼の行動は全く正しいものであった。 に煽られ、 が起こることを恐れたからであり、 村平左衛門日記』前掲現代語訳)。これは、 たって、 ところが、 最悪の事態が発生した。 念入りに火の元を確認した上で戸外に出ている 大変な火災になりかねない。 である。この台風のとき、 もし火が起これば猛烈な風 仲津郡大橋村でまさし あせる気持ちを抑え、 倒壊した家屋から火 一中

余 馬屋二二軒、 具全て焼失、 具体的被害は次のとおりであった。①御蔵所三軒、 た家屋から火災が発生した。 0) 八月十日午前二時ごろ、大橋村 (現行橋小学校付近に所在) 門 みるみるうちに北東方向へ延焼し、年貢等を保管する御蔵 住人の吉太郎とその母は無事であったが、 田 所、 か) 二か 畑 作 ③御番 物が火勢により枯死 ⑨寺院三 ⑤住宅一三九軒、 所、 所 軒、 (御蔵所の番所か) 社 (金毘羅 ⑩庫裏| 火は折からの強い南風に煽られ までも焼き尽くしたのであ ⑥稲屋四九軒、 社 二軒、 (国作手永大庄屋文政十一年 南横町 か ⑪鐘堂一か所、 軒、 川越の吉太郎宅が倒 か 所 4)御蔵 間もなく倒壊し ⑦土蔵五 <u>14</u>) ②御蔵所御 兀 所 ① 門 町 の諸 軒、 八 る。 (寺 Ė 反 (8) 道

> 記八月十日条)。 全体の三七%を超える民家が焼失したことになる。 大橋村の戸数は、 当時三七三 軒 であっ たから、

#### 第 節 人別改帳にみる村と村人

には、 た場合、 の場合は実名が記されず、「女房」「母」「伯母」「祖母」のよう ている。 統計や通婚圏に加え、村人たちの名前について調べるのに適し ものである。 で六年に一度、 の享保十一 (未婚の若年層を中心にしか把握できない)。 人 戸主との続柄のみ記される。 戸別に家族の年齢、 別 ただ、 女性の名前が限定的にしか把握できないことになる 年 改 その調査のたびごとに作成される各村 (一七二六・午年) に行われ、 男性の場合は全員実名が記されるが、 子年と午年に全国一斉の人口調査が続けられ よって始められた人口調査で、 人別改は享保六年 名前、 したがって、 出身地が記され (一七二一) 以後は明 将軍 第二 人別改帳を使っ ており、 の 口 徳 治 既婚女性 沠 人別改帳 が 吉宗に 初 Ŧi. 年齢 年ま 年後

がってみよう。 用し 現 に作成された久保手永人別改帳が現存するので、それを使 3勝山町域に属する村々についていえば、 明 治に入って間もないころの村と村人の様子をうか 明治三年 八 七